

奈井江町 事業者物価高騰対策支援給付金

奈井江町では、仕入・資材等の高騰による影響を受けている町内の中小・小規模事業者、個人事業主の事業継続に向けた一助とするため給付金を給付します。

（この事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。）

給付額

法人、個人事業主を問わず 15万円

給付対象の主要な要件

【仕入・資材・エネルギー価格等の高騰】

2026年1月～同年6月までのいずれかの月に購入した仕入・資材・エネルギー等の単価が、
2025年1月～同年12月までのいずれかの月の単価よりも増加していること

【その他の要件】

1. 基準月（2025年1月から同年12月までのいずれかの月で、申請者が比較の対象とした月）以前から継続して事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
2. 法人の場合は、
①資本金の額または出資の総額が10億円未満、または
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者
3. 町内に事務所または事業所があり、町税等の滞納がない方・暴力団等ではない方
4. 「奈井江町医療・福祉・介護事業者物価高騰対策支援(追加)給付金」を受給する事業者ではない方

※農業者（法人・個人経営）も対象となります。

※詳しくは、町ホームページの申請要領をご確認ください。

申請書類・申請方法

■申請書の取得・申請方法

- 原則として町ホームページから申請書様式を取得し、窓口、郵送、電子メールで申請していただきます。

申請受付期間

令和8年（2026年）2月20日（金）～令和8年7月31日（金） ※期限必着

問い合わせ・申請先

〒079-0392（住所不要）

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

電話 0125-65-2118 メール shoko@town.naie.lg.jp

(支援金 URL) <http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>